

## 「沖縄県青少年保護育成条例」第8条に基づく 善行青少年(個人)の受賞事例

沖縄県青少年保護育成条例第8条に基づき表彰される善行青少年(個人)については、以下のような取組に表彰されております。要綱、運用をご確認の上、推薦の参考として下さい。

### ア 心身ともに健やかで青少年にふさわしい情操を持ち他の模範となるもの

- ・生き物の研究に自主的に取り組み、その研究結果が全国的に評価された。
- ・伝統文化・伝統芸能に積極的に取り組み、優秀な成績を収め、また地域の行事に対しても持続的に参画し多大な貢献をした。

### イ 友人または隣人に対する徳行

- ・長期欠席者であった児童に積極的にかかわり、ともに行動することで相手児童が休むことなく登校できるようになった。

### ウ 社会環境の美化等公共への奉仕

- ・県レベルの社会活動組織の長としてイベントや組織運営にリーダーシップを発揮した。
- ・国際協力事業でホームステイを予定していた地域が自然災害に遭ったことをきっかけに、派遣された他校の生徒らとともに、帰国後に企業を巻き込んで支援活動を行った。また同プロジェクトについて県内各団体で報告会を実施し、さらなる支援活動を展開した。

### エ 青少年若しくは青少年団体の指導または非行少年の善導

- ・社会活動組織に所属し、長期にわたり地域行事や社会貢献活動で中心的な役割を担った。

### オ 団体の運営が民主的に行われ、かつ、その活動内容が特にすぐれているもの

- ・九州規模のイベントの運営に携わり、中心的な役割を果たした。

### カ その他、他の青少年または青少年団体の模範になると認められるもの

- ・地区の善行少年として表彰を受け、より一層の活動を積み重ねている。
- ・障がいを持ちながらも、取り組んでいるスポーツで優秀な成績を収めた。